

熱海市農業委員会

令和5年12月総会 議事録

1. 日 時	令和5年12月25日（月） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 出席推進委員 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一 佐藤 瑞生 尾崎 隆英 田中 公一 出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 農地転用事実確認について
 2. 非農地証明申請について
 3. 非農地証明申請について
 4. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 5. 非農地証明申請について
 6. 非農地証明申請について
 7. その他

5. 議 事
開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は2番高橋さんと3番安井さんです。議案1号転用事実確認です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地転用事実確認願についてです。
土地の所在が下多賀、登記畑・現況宅地、面積65㎡、下多賀
登記畑・現況宅地、面積139㎡です。許可年月日が昭和53
年3月24日、使用目的が作業場、建築面積が60.43㎡です。転用完了年月日
が不詳です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あ
り、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願い
します。

山田 秀明議長 松浦さんいかがですか。

松浦 忠委員 宅地となっていました。畑の近くでよく通る場所ですが、かなり昔から現在のようになっただけだったので問題ないと思います。

山田 秀明議長 かなり昔から作業場として使われていたということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案 2 号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、初島 登記・現況畑、233㎡、登記・現況畑146㎡、登記・現況畑、176㎡、登記・現況畑、223㎡、登記・現況畑、320㎡、登記・現況畑、152㎡、登記・現況畑、291㎡、登記・現況畑、203㎡で合計1,744㎡です。耕作以外に供した年月日は不詳。耕作以外に供した理由は、前所有者が亡くなったため不明。農地法所定の手続きをしなかった理由は、放置されていたためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 これについては、12日に私と安井委員と事務局で調査に行ってきました。状況については写真のとおりです。かなり前に所有者が亡くなって、現在の状況になっているということです。質問・ご意見ございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案 3 号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、泉元宮上分 登記畑・現況宅地、面積826㎡です。耕作以外に供した年月日は不明。耕作以外に供した理由は、昭和42年に売買により取得し5～6年ほど畑として使用していたが、耕作者が昭和48年に亡くなったため、現在まで放置することとなってしまった。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 高橋さんいかがですか。

高橋 恒夫委員

現況は写真のとおり、荒れているからいいと思います。

山田 秀明議長

ご意見等ございませんか。無いようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案4号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が泉元門川分
登記・現況畑、1,099㎡、 登記・現
況畑、39㎡、 登記山林・現況畑、19㎡、泉元門川分
登記・現況畑、13,847㎡、 登記・現況畑、948
㎡で合計15,952㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が
賃借で5,617㎡です。譲受人が所有する機械の状況が、耕運機1台、刈払い機
1台です。作付け作物・作付面積が、南高梅2,500㎡、柑橘2,500㎡、キ
ウイ1,500㎡、アボカド3,000㎡です。農作業に従事する者が、
45歳男性、職業農業、農作業経験1年8ヶ月、年間農作業従事日数が313日、
臨時雇用労働力はなしです。アボカドは毎年45本程度定植を行い、4年後に18
0本を目指す。また、すべての作業を世帯員とともにを行い将来は6次産業化を目指
していくということです。住所地から車で14分です。農地の区分が第2種、農振
の区分が地域内青地・白地、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引
き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

高橋さん現地確認してどうでしょうか。

高橋 恒夫委員

5,000坪ぐらいある広い段々畑です。きれいになっていました。これからア
ボカドをやるということで、いいと思います。

安井 靖雄委員

アボカドは暖かなくても大丈夫なんですか。

相磯 恵利子委員

暖かい地区ですね。メキシコとかキューバとか。もらった種から木になりました。

高橋 恒夫委員

水がないところですけど、日当たりが良いので大丈夫だと思います。

山田 秀明議長

ご意見ございませんか。無ければ承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案5号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第5号、非農地証明申請についてです。議案4号の農地と一緒に売買されますが、道路ということで3条申請ではなく、非農地証明申請にしてもらいました。

土地の所在が、泉元門川分

登記畑・現況公衆用道路、24㎡、泉元門川分 登記畑・
現況公衆用道路、160㎡、 登記畑・現況公衆用道路、9.22㎡、
登記畑・現況公衆用道路、25㎡、 登記畑・現況公衆用
道路、216㎡で合計434.22㎡です。耕作以外に供した年月日は昭和41年
ごろ。耕作以外に供した理由は、公衆用道路建設のため。農地法所定の手続きをし
なかつた理由は、農地法に詳しくなかつたためということです。その他は農地の区
分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区
分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

これはもう道路になっているんですか。

事務局

はい。もうなっています。

山田 秀明議長

ご質問等ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

第6号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明申請についてです。 土地の
所在が、網代 登記畑・現況宅地、127㎡です。耕作以外
に供した年月日は昭和47年12月15日。耕作以外に供した理由は、父が取得し
た翌年に家屋を建築したが農地法所定の許可はなされていないようである。父はす
でに亡くなっており、誰も事情を把握していない。農地法所定の手続きをしなかつ
た理由は、相続により所有権移転を受けたが、農地法所定の手続きが必要な旨の認
識がなかつたためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地
域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域区
です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相磯さんいかがですか。

相磯 恵利子委員

家が建っていて、宅地になっていました。

山田 秀明議長

写真のとおり家が建っている状況です。ご意見等ございませんか。無ければ承認
ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 畑作業について
日程調整し委員了承。
2. 歳末協同朝市の日程について
日程等を説明し委員了承。
3. 農薬の適正な取り扱いについて
内容説明し委員了承。
4. 農作物直売所で販売される農産物に関する農薬の適正使用及び
使用履歴の確認の徹底について
内容を説明し、委員了承。

議長 山田秀明

2番委員 高橋恒夫

3番委員 安井靖雄